

75歳以上のみなさまへ



後期高齢者医療保険制度の対象になる方

▶ **75歳以上の方**
75歳の誕生日当日から

▶ **一定の障害のある65歳以上75歳未満の方**
※申請して広域連合から認定を受けることが必要です

対象の方は、今まで加入していた国民健康保険、健康保険組合、共済組合などの医療保険制度から**後期高齢者医療制度に移る**ことになります。

令和6年12月2日以降、これまでの保険証は発行されなくなります。
令和6年12月1日までに交付された保険証は、住所や負担区分等に変更がない限り有効期限(令和7年7月31日)まで、お使いいただけます。

令和6年12月2日(保険証の新規発行終了後)から令和7年7月31日まで
年齢到達される方、住所や負担区分に変更があった方、保険証を紛失された方等へは、マイナ保険証の有無に関わらず、「**資格確認書***」を交付します。
病院等を受診する際は、必ず次の①②③いずれかを窓口へ提示してください。一定の窓口負担で受診することができます。

- ①保険証(有効期限内)
- ②マイナ保険証
- ③資格確認書

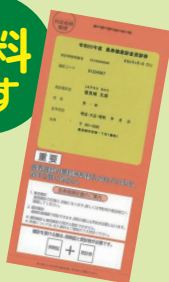
※**資格確認書とは…**

健康保険の資格情報(被保険者番号、負担割合等)が確認できる書類です。
資格確認書を医療機関等で提示することで、一定の窓口負担で受診することができます。

マイナ保険証は申請により保険証としての利用登録を解除することができます。

お問い合わせ先: **国民健康保険課 高齢者医療班 ☎850-0160**

**無料
です**



長寿健診を受けましょう!!《健康相談実施しています!!》
健診と健康相談等で体の状態をチェック

受診券は4月・5月に郵送します。

年度途中から後期高齢者制度に加入される方で、健診をご希望される方は、高齢者医療班までご連絡をお願いします。



国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納付は口座振替を!!

口座振替を利用する場合、申し込みをしたい**金融機関窓口**または、**国民健康保険課窓口**での手続きが必要となります。

▶【**金融機関窓口**手続き】
①預金通帳
②預金通帳届出の印鑑
③保険税(料)の納付書

指定の金融機関

- ・JAおきなわ
- ・琉球銀行
- ・沖縄銀行
- ・沖縄海邦銀行
- ・ゆうちょ銀行
- ・コザ信用金庫
- ・沖縄労働金庫

▶【**国民健康保険課窓口**手続き】
①来庁されたご本人のキャッシュカード
②身分証明書(免許証等)



お問い合わせ先: **国民健康保険課 高齢者医療班 徴収班 ☎850-0160 ☎850-0142**

とみぐすく

国保だより

国保からの大事なお知らせです!!

国保加入状況

令和6年9月末現在
国保世帯数…**8,112**世帯
被保険者数…**13,193**人

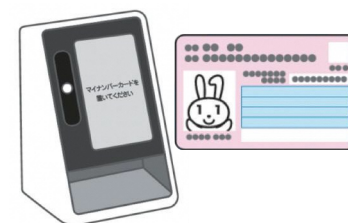
令和6年12月発行
豊見城市 国民健康保険課、健康推進課

Information

国民健康保険証は廃止され、**マイナ保険証**へ移行します!

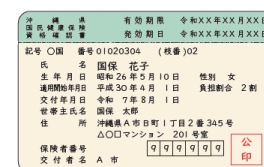
マイナ保険証(マイナンバーカードに保険証の利用登録をしたもの)の運用開始により、**令和6年12月2日以降、これまでの保険証は発行されなくなります。**すでに発行済の豊見城市国民健康保険被保険者証(令和6年度:そら色)は最長令和7年12月1日期限となっていますので、加入資格に変更等がない限りは有効期限まで使用できます。

～保険証廃止以降、医療機関等受診の際は～



◎マイナ保険証をお持ちの方…

マイナ保険証をご利用できます。また今後、新規加入時や70歳到達以降の負担割合変更時などに「**資格情報のお知らせ**」(A4サイズ紙)が交付されますので、ご自身の加入資格等を把握することができます。



◎マイナ保険証をお持ちでない方…

豊見城市から交付される「**資格確認書**」(※見本)を提示することでこれまで通り受診できます。交付時期⇒保険証の有効期限前に資格変更があったとき、有効期限が切れるときなど。(申請不要)

マイナ保険証の主なメリット

①より良い医療を受けることができる

本人同意のもと、これまでの受診・処方内容や健康診断結果等を照会し治療に役立てることができます。

②高額医療の限度額を超える支払いを免除される

本人同意のもと、限度額適用認定証等がなくとも限度額を超える支払いが免除されます。

注意事項

※保険証廃止後も、これまで通り国保の加入・喪失の届出は必要です。
※このお知らせはマイナ保険証の利用を強制するものではありません。
※DV被害等により住民票閲覧制限等の支援措置を受けている方については、原則マイナ保険証の利用ができません。
保険証廃止後に資格確認書を交付する対象になります。
※マイナ保険証は申請により保険証としての利用登録を解除することができます。



マイナンバー
0120-95-0178

お問い合わせ先: 国民健康保険課 賦課班・徴収班 ☎850-0142